

令和3年2月4日

自衛隊東京地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
41	オリジナルハンドタオル	自衛隊東京地方協力本部	3.3.31	3.2.4	3.2.10 10:00	3.2.10 10:10	全省庁統一資格関東甲信越地域 「物品の製造」又は「物品の販売」 C又はD等級	

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
- 〒162-8850
- 東京都新宿区市谷本村町10番1号
- 自衛隊東京地方協力本部 総務課 会計班 担当:松田
- 電話番号:03-3268-3111(内線48045) 直通TEL・FAX:03-3269-3513

見 積 書

件名リストー連番号	41		
調達要求番号	0PDY1A00134	契約実施計画番号	0PDY1AM01970

見 積 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税を含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
オリジナルハンドタオル	仕様書のとおり	SH	2,500		
	以下余白				
合 計					
納入(履行)場所	自衛隊東京地方協力本部	納 期	令和3年3月31日		
契約保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和3年2月10日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

牧 野 雄 三 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

仕 様 書

作 成	年月日	令和3年2月2日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部募集課
	階級・氏名	3等陸佐 岩井 大
件 名	オリジナルハンドタオル	

1 この仕様書は、オリジナルハンドタオルについて適用する。

2 規 格 等

(1) 材 質

綿100%

(2) サイズ

230mm×230mm（標準）

(3) 加 工

シャーリング加工

(4) 印 刷

ソフト顔料ベタプリント

(5) 縫 製

メローミシン縫製（角R縫い）

(6) パイル

20番手単糸

(7) タオル色

白

(8) デザイン

ア 写真データ等については官側が準備するも、解像度が低いなどの理由で利用できない場合は、当該データを受注者が作成するものとする。

イ デザインに関しては別紙を参照し、同等水準以上のものを作成すること。なお、細部は契約締結後に契約業者が官側との打ち合わせの上決定する。

ウ デザイン作成に係る費用に関しては契約業者が一切の負担を負うものとする。

(9) 包 装

4つ折りにしたタオル本体をOPP袋に封入し、適宜の数ごと段ボール箱に入れるものとする。なお、箱の側面の見やすい箇所に品名、内容数量を表示すること。

- (10) 外観について、仕上げが良好で、汚損、その他有害な欠損があつてはならない。

3 調整事項

- (1) 随時、自衛隊東京地方協力本部において打ち合わせを行い、官側から受注者に、オリジナルハンドタオルの製作について説明し、必要な資料や情報の提供、納品日の確認などをする。
- (2) 受注者は、前項の打ち合わせに基づき、オリジナルハンドタオルのデザイン及び写真、文字等を考慮した原案を作成し、官側にデータ（パワーポイント等こちらで使用可能なもの）で原稿を提出する。
- (3) 官側の希望するものと異なる場合、受注者は、原案を改善または作り直さなければならない。

4 校正

文字色校正 2 回（基準）とする。

5 著作権の譲渡等

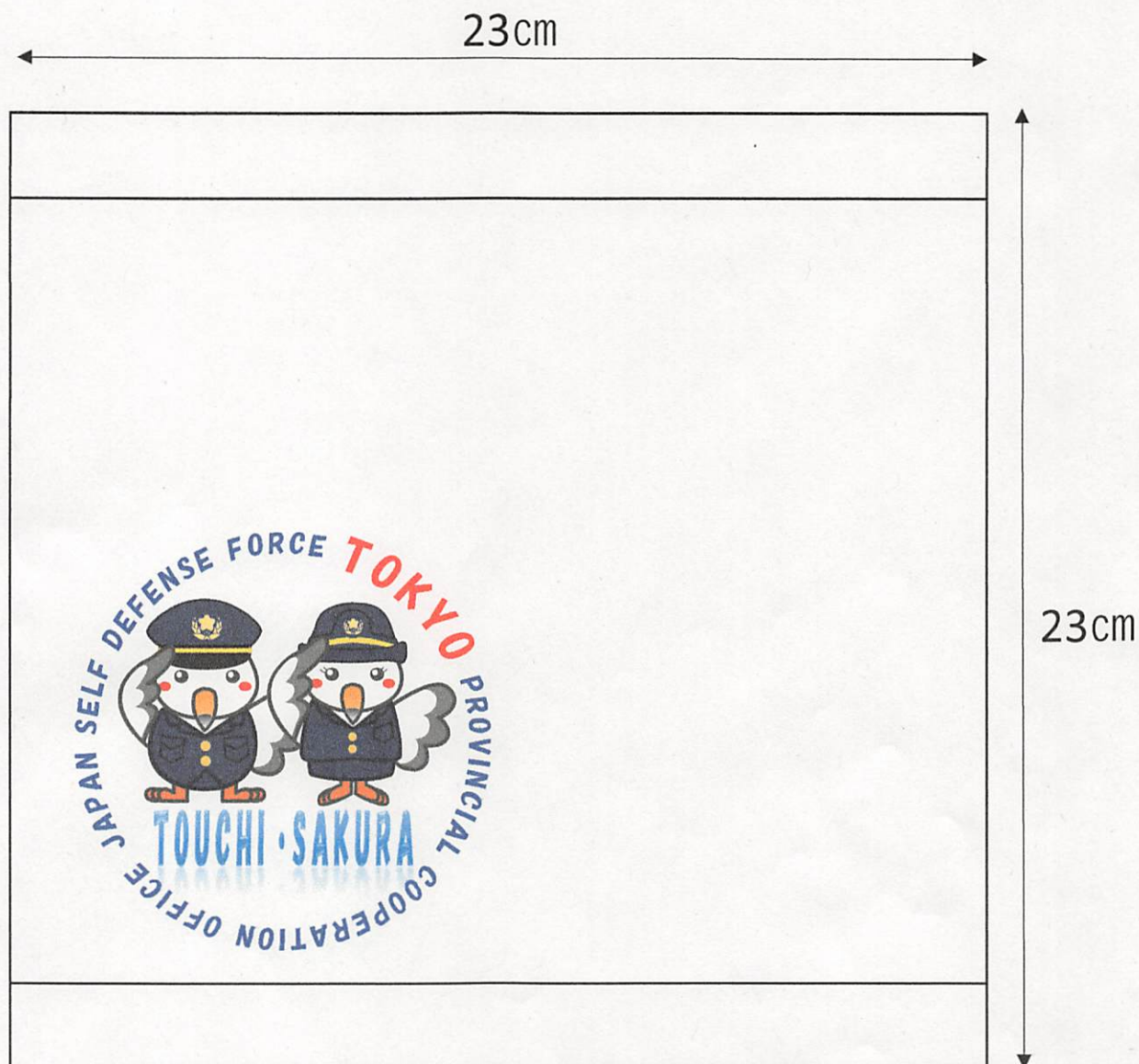
- (1) 受注者は、オリジナルハンドタオルの製作に関連して、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、官側が指定したデザイン、イラスト、写真等については、その使用に関する一切の責任を、官側が負うものとする。
- (2) 今回の製作において著作権が発生した場合は、その製作に係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も入札価格に含めるものとする。
- (3) 製作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作物（以下、本条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に官側に譲渡する。
- (4) 官側は、製作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該製作物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (5) 受注者は、製作物が著作物に該当する場合において、官側が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、官側は、製作物が著作物に該当しない場合には、当該製作物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

6 検 査

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

7 その他

この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、分任契約担当官の指示を受けるものとする。



※4つ折りにした際ロゴが中心に入りきるようなサイズに調整